

山形県・山形市 新スポーツ施設整備の共同での検討に係る
基本的な考え方に関する合意書

山形県（以下「甲」という。）と山形市（以下「乙」という。）は、新たなスポーツ施設（以下「新スポーツ施設」という。）の整備に係る共同での検討について、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本合意は、甲及び乙が、次の両施設の検討について、相乗効果の発揮を目指して共同で進めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（1）甲による多機能性を有する屋内スケート施設

（2）乙による体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設

（検討の方針）

第2条 甲及び乙は、新スポーツ施設の整備による効果の早期発現及び現在の体育館・武道館の利用者が、その撤去に伴い利用できなくなることを見据え、可能な限り早期に検討を進めるものとする。

（協議の場の設置）

第3条 甲及び乙は、新スポーツ施設の整備に向けて必要な事項を共同で検討するため、速やかに新たな協議の場を設置する。

2 施設の整備に係る基本的な事項については、有識者や地域の関係者の意見も踏まえながら検討する。

（検討費用の負担）

第4条 検討に要する費用の負担については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年10月10日

甲 山形県知事

吉村美栄子

乙 山形市長

佐藤孝弘